

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県興行場の措置の基準に関する条例の一部改正
- 鳥取県警備所手数料条例の一部改正
- 鳥取県大阪通勤寮使用料条例
- 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正
- 鳥取県地方事務所設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

条例

鳥取県興行場の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第二十六号

鳥取県興行場の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県興行場の措置の基準に関する条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし第四号を削り、第五号を第三号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第三条中「前条第七号、第九号、第十号及び第十五号」を「前条第五号、第七号、第八号及び第十三号」に改める。

第六条及び第七条を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警備所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十七号
鳥取県簡検定所手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県簡検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。
ただし、前条第一号の手数料を請求件数の全部について一括納付しようとする場合は簡検定証と引換えに納付することができる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県大阪通勤寮使用料条例をここに公布する。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十八号

鳥取県大阪通勤寮使用料条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの条例を定める。

(総則)

第一条 鳥取県大阪通勤寮に入寮した者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第二条 使用料は、月額八百円とする。ただし、入寮又は退寮の月で在寮日数が一箇月に満たない場合は一箇月を三十日として日割により計算した額とする。

(使用料の納付)

第三条 使用料は、各月分をその月の五日までに納付しなければならない。ただし、入寮の場合にあつては入寮の日、その月の五日までに退寮する場合にあつては退寮の日までに納付しなければならない。

附 則

この条例は、昭和三十一年七月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、中私都村、上私都村、河原町、船岡町、安部村、八東村、丹比村、若桜町	を
鳥取県米子警察署	米子市	八頭郡のうち郡家町、中私都村、上私都村、河原町、船岡町、八頭村、丹比村、若桜町	を
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、梶村、春日村、大高村、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村	を
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、梶村、春日村、大高村、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村	を
鳥取県境港警察署	西伯郡境港町	西伯郡のうち境港町	を

鳥取県境港警察署 境 港 市 境港市

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県地方事務所設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十号

鳥取県地方事務所設置に関する条例を廃止

する条例の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例

(鳥取県牛馬籍条例の一部改正)

第一条 鳥取県牛馬籍条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「所属地方事務所長」を「所轄家畜保

健衛生所長」に、同条第四項中「地方事務所長」を「家畜保健衛生所長」に改める。

(鳥取県種鶏検査並びにふ、卵業者登録条例の一部改正)

第二条 鳥取県種鶏検査並びにふ、卵業者登録条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「所轄地方事務所長」を「所轄家畜保健衛生所長」に改める。

(鳥取県し畜生産検査条例の一部改正)

第三条 鳥取県し畜生産検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「所属地方事務所長」を「所轄家畜保健衛生

所長」に改める。

第六条中「地方事務所長」を「家畜保健衛生所長」に改める。

第八条中「地方事務所」を「家畜保健衛生所」に改める。

第九条、第十一条及び第十二条中「所属地方事務所長」を「所轄家畜保健衛生所長」に改める。

別 記

鳥取県し畜生産検査員証票ひな型中「地方事務所」を「家畜保健衛生所」に改める。

(鳥取県種牡畜検査条例の一部改正)

第四条 鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「所属地方事務所」を「所轄家畜保健衛生所長」に改める。

(鳥取県蜜蜂転飼条例の一部改正)

第五条 鳥取県蜜蜂転飼条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方事務所長」を「所轄家畜保健衛生所長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。